

○ドメスティック・バイオレンス被害者等一時保護施設制度運用連絡会設置要綱

平成16年7月1日

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人等の親密な関係において行われる身体的、精神的、経済的等の強制)被害者等の一時保護施設について、関係機関との連携及び調整を図り、入所者の自立支援に資するため、ドメスティック・バイオレンス被害者等一時保護施設制度運用連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 連絡会の構成員は、6人以内とする。

2 連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 関係団体の関係者、関係行政機関の職員のうちから市長が依頼した者

(2) 市職員

(座長等)

第3条 連絡会に座長及び副座長を置き、構成員が互選する。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会の会議は、座長が招集する。

2 連絡会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。